

会議録

平成27年3月6日(金)
場 所 3階 第1研修室

会議名：第1回平成27年度予算等審査特別委員会

出席委員：東出委員長、福嶋副委員長、又地委員、佐藤委員、吉田委員、竹田委員
平野委員、笠井委員、新井田委員

欠席委員：なし

オブザーバー：岩館議長

会議時間 午後2時55分～午後4時57分
事務局 山本、吉田

開 会

1. 仮委員長挨拶

佐藤仮委員長 委員の皆さん、大変ご苦労さまでした。

ただいまから、第1回平成27年度木古内町予算等審査特別委員会を開催いたします。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員長が選出されるまで、年長の委員である私、佐藤が委員長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は9名でございます。

よって、委員会条例第14条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の会議次第は別紙配付のとおりであります。

2. 正・副委員長の選出について

(1) 委員長の選出

佐藤仮委員長 それでは、「委員長の選出について」を議題といたします。

どなたか、ご発言をお願いします。

吉田委員。

吉田委員 委員長の選出であります。改選を控えてこれが最後の予算委員会になります。それで、最後に東出副議長に委員長として締めていただきたいと思いますので、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

佐藤仮委員長 ただいま東出委員という発言がございましたけれども、ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

佐藤仮委員長 ないようですので、東出委員に委員長ということでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

佐藤仮委員長 それでは、東出委員に委員長ということで、決定いたしました。

これで、私の任務は終わりです。よろしくお願いいたします。

(2) 副委員長の選出

東出委員長 早速、進めたいと思います。ただいま、平成27年度木古内町予算等審査特別委員会委員長に選出されました東出でございます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、「副委員長の選出について」を議題といたします。

どなたか、ご発言をお願いします。

(「委員長一任」の声あり)

東出委員長 委員長一任ということでございます。

その前に、私の側に誰か座りたいという人がおれば、そのかたを私はあれしたいと思いますが。

誰もいないようでございますので、それでは大変僭越ではございますけれども、福島委員に広域連合の議員が一緒ということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ご異議なしと決めていただきました。

そのほか、皆さん委員から何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ないようであれば、暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時02分

再開 午後3時35分

2. 審査事項

(1) 総務課

議案第26号 木古内町嘱託員の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

東出委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

早速ではございますけれども、総務課の皆さん、どうもご苦労様でございます。

それでは、早速会議次第のとおり、会議を進めてまいります。

皆様のお手元に配付されておりますけれども、総務課の審査事項に入りたいと思います。

議案第26号 木古内町嘱託員の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

総務課長の説明を求めます。

総務課長。

新井田総務課長 それでは、議案第26号 木古内町嘱託員の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、嘱託員の報酬は、職員の給与等に基づき決定されておりますが、平成26年度の人事院勧告におきまして給与制度の総合的見直しが行われまして、

平成27年度から給料表が改正されることに伴いまして、嘱託員の報酬額も改定するものでございます。

改正内容につきましては、議案説明資料 資料番号1の16ページに新旧対照表を添付してございます。ご用意をお願いいたします。

16ページの別表の嘱託員報酬額表を、職員の給料表改定に合わせてまして改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するとしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議願います。

東出委員長 説明が終わりました。これより質疑を受けたいと思います。

どなたかございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ないようでございますので、それでは次に進めさせていただきます。

議案第28号 議会議員の議員補修及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について

東出委員長 議案第28号 議会議員の議員補修及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

課長の説明を求めます。

総務課長。

新井田総務課長 議案第28号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

予算説明資料 資料番号1の18ページをお開き願いたいと思います。新旧対照表でございます。

本条例の改正につきましては、議会議員の期末手当の支給率を見直ししたことによる改正でございます。

改正の内容といたしましては、6月の支給率を100分の100から、100分の160に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するとしております。

説明は以上でございます。

東出委員長 説明が終わりました。これより質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ないようでございますので、次に進めさせていただきます。

議案第29号 特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について

東出委員長 議案第29号 特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給

条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

新井田総務課長 議案第29号 特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

予算説明資料 資料番号1の19ページから21ページに、新旧対照表を添付しておりますのでお開き願います。

本条例の改正につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会委員長の職が廃止され、新教育長は特別職の常勤職員となることにより、教育委員会委員長の規定を削除するとともに、各種委員の日額報酬の改正及び平成27年度で新たに設置される委員会の委員報酬の規定を追加するものでございます。

改正内容は、別表第1中の区分欄の木古内町教育委員会委員長、報酬額の月額1万8,000円を削除し、次に報酬額欄の日額1,000円と書かれている欄を全て日額3,000円に改め、新たに、木古内町特別支援教育連携協議会委員、20ページになります。木古内町スクールカウンセラー、木古内町社会科副読本編集委員会委員、木古内町保・小・中連携教育運営会議委員を追加するものでございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例は平成27年4月1日から施行するとしております。

第2項では、教育委員会委員長の削除条項は、改正前の法律の下で在職する教育長の任期中は適用しないとする経過措置を設けております。

説明は、以上でございます。

東出委員長 説明が終わりました。これより質疑を受けたいと思います。

どなたかございませんか。

又地委員。

又地委員 スクールカウンセラーの部分ちょっと聞きたいのだけれども、これは今度先ほどの補正予算の時に、大学院生だったから4,000いくらだとか、2,700円にしたとかと時給を言っていましたけれども、この部分はもうあれですか。そうすると日額、これ資格があるというのかどうなのかわからないけれども、1万8,800円というあれでいいのですね。何か予算議会の時のちょっと、随分隔たりがあるかなと思ったりしていま見ていたのだけれども。

東出委員長 総務課長。

新井田総務課長 ただいまの又地委員さんのご質問でございますが、これはあくまでこの条例に規定してあるものは、日額1万8,800円以内でございまして、詳細につきましては教育委員会の規則のほうで定めるということになっておりまして、金額につきましては。

東出委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時43分

再開 午後3時46分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

総務課長。

新井田総務課長 大変申し訳ございません。金額の違いにつきましては、条例のほうの1万8,000円が正しくて、資料のほうの1万8,800円がちょっと誤記でございましたので、大変申し訳ございませんが、訂正方よろしくお願ひしたいと思います。1万8,000円でございます。

そして、内容につきましては金額につきましては、教育委員会の資料からですが、1時間単価が4,300円ということで、教育委員会のほうでは計上しております。

東出委員長 説明が終わりました。これより質疑を受けます。

福嶋委員。

福嶋委員 ちょっとこの表の中で、先ほど教育委員長と教育長の条例改正。この間、委員会の資料を見ますと、委員長というのは教育委員長というのは、1年交代で1年の更新で、去年の9月からことしの9月まであるわけですね。あの表を見ますと、そうしたら4月から条例改正で委員長の月額が18万円かな。それが、表になくなったと。そうすると、4月1日からまだ半年間委員長の任期のポストが切れるのだけれども、条例改正になってからそういう委員長のポストは、教育長に一任して2人分やるのだと。したがって、まだ1年の任期を途中でなくなると。報酬も平の委員と同じになると。これで、法的に問題はないのですか。

東出委員長 総務課長。

新井田総務課長 ただいまの福嶋副委員長のご質問ですが、その辺は附則の部分の経過措置に、この条例は現教育長の任期が到来するまでは、適用しないという経過措置で救われますので、いまの委員長については任期中はこの現行の金額が支出されるということになります。

東出委員長 そのほか。

平野委員。

平野委員 委員会が月額1,000円から3,000円になるということで、かなりの数あると思うのですが、このちょっと予算書で全部拾えなかったものですから、それぞれ人数・回数あると思うのですが、総体で予算いくぐらいこれを条例改正することによって増えるか、試算していたらちょっと教えてください。

東出委員長 増額分、試算していますか。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時49分

再開 午後3時49分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

田畑主査。

田畑主査 先ほどの平野委員のご質問にお答えしますと、こちらにつきましては27年度で新規に計上されている議員報酬もありますので、そちらも含めてということになりますと、63万円ほど増額というふうには算出しております。

東出委員長 そのほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 なければ、次に入りたいと思います。

議案第30号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

東出委員長 議案第30号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

課長の説明を求めます。

総務課長。

新井田総務課長 それでは、議案第30号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

予算説明資料 資料番号1の22ページから25ページに、新旧対照表がございます。

本条例の改正につきましては、平成26年度の人事院勧告におきまして、給与制度の総合的見直しが行われ、給料表、勤勉手当の支給率、寒冷地手当の支給地区分及び管理職員特別勤務手当の改正が行われたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。なお、過去における現給保障につきまして平成26年度限りとし、このことにより給与が減額となる者につきましては、3年間の激変緩和措置を設けるというふうにしてございます。

改正内容につきましては、新旧対照表に基づきご説明いたします。22ページです。

勤勉手当につきましては、第16条の4第2項1号の6月の支給率100分の67.5、12月の支給率100分の82.5を、ともに100分の75とするものです。同条同項2号では、再任用職員の支給率について、6月の支給率100分の32.5、12月の支給率100分の37.5、ともに100分の35とするものです。

次に、寒冷地手当につきましては、23ページです。第16条の第2項の支給額を扶養親族のある世帯主である職員は、月額2万3,336円を2万2,540円に、その他の世帯主である職員は1万3,060円を1万2,860円に、その他の職員は8,800円を8,600円に改正するものでございます。これは、人事院勧告に支給地域区分が変更によるものでございます。

次に、管理職員特別勤務手当につきましては、これまでは、休日に勤務した場合に支給するとしておりましたが、災害対応などで平日の午前0時から午前5時までに勤務した場合にも支給することとするものです。第18条の3第1項は、文言整理でございます。第2項は、新たに手当を支給する場合の条文の追加です。

24ページに入りまして、第3項では休日と平日の手当の区分を定め、同項1号では休日の手当額を、2号では平日の手当額を定めております。第4項は規則への委任です。

次に附則29条でございます。給与月額1.5%減額が適用される55歳以上の管理職職員の削減期間を「当分の間」から「平成30年3月31日までの間」に改正するものです。

なお、これは給与の総合的見直しに伴う現給保障が平成30年3月31日までとされていることによるものでございます。

次に、25ページです。附則32条は、附則29条の対象者について、削減率を勤勉手当にも適用するための改正です。

次に、給料表の別表第1行政職給料表、別表第2イ 医療職給料表（二）及びロ 医療職

給料表（三）を改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項では、この条例は平成27年4月1日から施行するとしております。附則の第2項につきましては、切り替え前の異動者の号俸調整を規定しております。第3項は、平成30年3月31日までの間の特定職員への減額支給とすることの経過措置でございます。第4項と第5項は、過去の現給保障者に対する激減緩和措置の取り扱いを規定しております。第6項は、過去の現給保障者及び特定職員以外の者の取り扱いを規定しております。第7項は、平成27年4月以降の対象者に対する取り扱いです。第8項は、育児休業者に対する取り扱いです。第9項は、規則への委任についてでございます。

説明は以上でございます。

東出委員長 説明が終わりました。これより質疑を受けたいと思います。どなたかございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

東出委員長 ないようでございますので、次に進めさせていただきます。

議案第31号 木古内町長等の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

東出委員長 議案第31号 木古内町長等の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

総務課長。

新井田総務課長 議案第31号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

資料の26ページに、新旧対照表を添付してございます。

本条例の改正につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、平成27年4月から施行されることにより、教育長が特別職職員として位置づけられることに伴う改正でございます。及び町長等の期末手当につきましては、支給率を改定することによるものです。

新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

第1条は、副町長の次に「及び教育長」を加えるものです。第3条は1項の副町長60万円の下段に、教育長56万円を加えるものです。第4条2項中の6月支給の100分の200を、100分の197.5に、12月支給分の100分の200を、100分の212.5に改めるものでございます。

附則として、第1項では、この条例は平成27年4月1日から施行するとしております。

第2項では、改正前の法律の下で在職する教育長の任期中は適用しないとする経過措置を設けております。

説明は以上です。

東出委員長 説明が終わりました。これより質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ声あり）

東出委員長 ないようでございますので、次に移りたいと思っております。

議案第32号 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について

東出委員長 議案第32号 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

総務課長。

新井田総務課長 議案第32号 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

算説明資料 資料番号1の27ページに、新旧対照表がございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月より施行されることに伴い、教育長は議会の同意を得て町長が任免する特別職となりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育長は、「常勤であること」「職務に専念する義務があること」が規定されております。このことから、新たに教育長の勤務時間を定め、休暇制度を規定するものです。なお内容につきましては、一般職の例によることとしております。

なお、現行の条例は、教育長の勤務時間のほか給与旅費についても規定しておりますが、特別職としての教育長の給与及び旅費については、「木古内町長等の給与等に関する条例」で規定するため、本条例から文言を削除し、併せて条例名についても改正するものでございます。

附則として、第1項では、この条例は平成27年4月1日から施行するとしております。第2項では、改正前の法律の下で在職する教育長の任期中の給与及び勤務時間等は、従前の例によるとする経過措置を設けております。

説明は以上です。

東出委員長 説明が終わりました。これより質疑を受けます。

吉田委員。

吉田委員 いま課長のほうからの説明がありまして、現状ちょっと説明文を聞いていまして、教育長いまの分でいくと、大丈夫なのかなという気がするのですよ。その辺はどういうふうな感じで取ったらいいのかなというのはあるのですけれども、拘束期間が長くなるというか厳しくなるような感じになって、本当にいまの寺社の分の仕事とこれ本当に大丈夫なのですかということを聞きたいのですけれども。

東出委員長 総務課長。

新井田総務課長 基本的にはいまの条件が変わるものではございません。そして、この法律が施行まではいまの条例が生きますので、いままでとおりです。今度新たに任期、または新しい教育長になった時に、はじめてこの条例が適用になります。勤務条件等は、特にこれまでと変わらない。ただ、法律の適用が法律名が替わるということで、理解をしていただければというふうに思います。

東出委員長 又地委員。

又地委員 法律で決めたのに、従来と変わりませんということにはならない。だって、例えばいまの教育長が再任されたと。10月1日から9月30日までですよ、任期が。再任されたとした時には、いまいろいろ議論したこの条例がスッと適用されると。いいですよ、これは。そうすると、常勤ですよとかいうことを考えれば、例えば教育長の立場を考えれば、いろいろお呼びもかかると思うのですよ。ちょっと休憩してください。

東出委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後4時01分

再開 午後4時06分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ないようであれば、次に進めさせていただきます。

議案第40号 企業職員の給与の種類お呼び基準に関する条例の一部を改正する 条例制定について

東出委員長 議案第40号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

総務課長。

新井田総務課長 議案第40号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

資料の72ページに、新旧対照表を添付してございます。

本条例の改正につきましては、平成26年度の人事院勧告で管理職員特別勤務手当の改正が行われたことに伴い、関係する条例の一部を改正するものでございます。

企業職員の管理職員特別勤務手当を規定している第11条の2第1項は、文言の整理でございます。第2項は、災害などで平日の午前0時から午前5時までに勤務した場合にも支給する新たな条項を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するとしております。

これは、先ほどご説明しました、企業職員以外のほかの管理職の場合と同様の扱いにするというふうな内容の改正でございます。説明は以上です。

東出委員長 説明が終わりました。これより質疑を受けたいと思います。

どなたかございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ないようでございますので、条例についてはこれで終わりたいと思います。

早速、予算のほうに入りたいと思いますけれども、資料が揃うまで暫時、休憩をいたします。

休憩 午後4時08分

再開 午後4時09分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、予算説明に入りたいと思いますので、総務課長のほうから説明を求めます。

総務課長。

新井田総務課長 それでは最初に、平成27年度当初予算の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

資料を使ってご説明いたします。資料番号2でございます。その2ページをお開き願いたいと思います。

当初予算におけます施策別の特徴につきまして、7つの分野に分けてそれぞれ事業費を掲載しております。

まず(1)の「新幹線駅開業を核とした観光推進関連事業」についてでございます。総額で、13億5,700万円となっております。その中で、新規事業につきましては、3番の刊行交流センター指定管理料 966万3,000円、それから4番の観光交流センター備品購入 6,098万9,000円、7番の道南地域第三セクター鉄道会社初期投資負担金 1,595万2,000円、飛びまして15番、観光交流センター建設整備事業外構工事でございます、3,500万円。それから、22番から30番までが全て北海道新幹線ビュースポット整備事業以下、全てが新規事業となっております。

次、3ページをお開き願います。

(2) 一次産業、二次産業を活用した事業ということでございまして、事業費総体で6,461万8,000円となっております。この中で新規事業につきましては、8番の酪農ヘルパー利用支援事業 50万円、9番のワカメ養殖施設整備事業 712万円となっております。次に、

(3) 少子高齢化社会における保健福祉増進事業でございます。事業費総体で、1億8,672万8,000円となっております。ここでの新規事業は、特にございませぬ。それから4番の地域医療の確保対策事業費 3億5,297万3,000円、ここにつきましても新規事業はございませぬ。それから、(5)の住民サービス向上・行政事務効率化事業、事業費の合計 3,925万2,000円、ここにつきましても1の議会中継システム整備事業 131万3,000円から、9番 安行苑駐車場整備工事 250万円まで、全て新規事業として登載をしております。

次に、4ページをお開き願います。

(6) 教育・体育環境の改善・向上、ゆたかな文化を育む事業、事業費計が1億219万6,000円でございます。新規事業につきましては、新規事業の掲載はございませぬが、9番の学校給食センター運営事業で保護者負担を全額軽減するという事で、568万6,000円の負担となります。それから14番、中央公民館講堂窓改修工事 310万円、15番 たかとり球場得点板改修工事 440万円、16番 パークゴルフ場管理棟塗装板金工事 240万円が新規事業でございます。次に、(7) 安心・安全な町づくり実現のための防災・防犯対策事業、事業費合計が1億6,865万8,000円の中で、新規事業は5番のスポーツセンター耐震改修事業 1億2,040万円、6の産業会館耐震改修事業実施設計 390万円、7のいさりび団地防犯対策工事 150万円、8番のいさりび団地エレベーター改修工事 530万円となつてござ

います。

次に、5ページに入ります。

こちらにつきましては、歳入・歳出の主なものについて、記載をしてございます。なお、当初時点で歳入の不足を補う財政調整基金の繰り入れにつきましては、(4)の①1億8,064万5,000円というふうになってございます。それと前後しますが、(2)の地方交付税につきましては、全体で21億2,950万円を計上してございます。これにつきましては、普通交付税で19億2,900万円、前年比1,600万円増の計上でございます。特別交付税は22億50万円、前年から950万円の減額の計上でございます。なお、交付税につきましては、地方財政計画及びこれまでの近年の交付状況を勘案いたしまして、このような額を計上したところでございます。

次に、6ページです。

6ページにつきましては、4番の他会計と繰出金負担金等で7会計に繰り出す負担金と、渡島整備広域事務組合及び渡島廃棄物処理広域連合に対する負担金、合わせて12億1,624万8,000円となっております。5の企業会計特別会計の当初予算規模は、ご覧のような数字になっておりまして、公営企業全体では23億6,907万9,000円、特別会計等につきましては、19億9,652万2,000円、一般会計 52億1,720万6,000円と合わせまして、町全体の当初予算の額につきましては、95億8,280万7,000円となっております。

資料の説明はまず以上でございまして、このあと歳出の説明に移ります。

東出委員長 委員の皆さん、いいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

東出委員長 進めてください。

総務課長。

新井田総務課長 それでは、総務課所管の一般会計の歳出からご説明申し上げます。

まず、78ページでございます。款、項につきましては、省略させていただきまして、目からご説明いたします。

1目 一般管理費でございます。1節 報酬から7節 賃金までは、嘱託員3名分と非常勤職員等3名分の予算でございます。9節 旅費のうち、平成26年度から渡島西部衛生センターへ派遣している職員の日額旅費 55万円を計上してございます。そのほかは、通常とおりの予算でございます。それから、交際費につきましては例年とおり、需用費につきましても例年同様の計上でございます。失礼しました。需用費のうち、79ページの中段にふるさと納税贈答品等というふうになってございます。ふるさと納税につきましては、新規の事業ということで、先ほどの資料番号2の10ページにふるさと納税制度の導入形態ということで、資料を添付してございます。ふるさと納税につきましては、テレビや新聞等でも全国の様々な取り組みをされているというふうになってございまして、当町におきましても平成27年度で取り入れるというふうなことにしております。資料のまず1番でございますが、主たる目的は町内の特産品のPRというふうにしたところでございます。2の手法についてですが、インターネットを活用するというので、特産品を全国へ幅広くPRしたいということで、ウェブサイトを利用いたしまして、ウェブサイトの中でも閲覧率の高い「ふるさとチョイス」というウェブサイトを想定してございます。3につきましては、贈答品については、1万円以上の寄付者へ3,000円程度を想定しております。ただ、商品

の金額がまちまちということもありまして、基本的には2,000円から5,000円程度というふうにして、既存の町内特産品に加えて、新たな商品なども今後、関係部局と連携を図り、考えていきたいというふうを考えております。4には、事業に関係する費用の内訳と、直近5年間の寄付額の実績を掲載をしております。それから5の財源につきましては、寄付額をそのまま贈答品の予算に充当というふうなことではなくて、一般財源を使用している内容を説明してございます。

予算書に戻ります。79ページの役務費につきましては、例年とおりの計上でございます。次に、80ページでございます。

13節 委託料でございます。この中で、新規事業がいくつかございます。まず、前年比1,279万円ほどの増となっております。新規事業として28年度から導入予定の人事評価制度構築・導入支援業務委託料 216万円、社会保障・税番号制度導入に伴う総合行政システム等改修が923万6,000円、財務会計システム初期導入業務委託が826万3,000円、固定資産台帳整備支援業務委託が503万2,000円、合計3,820万3,000円を計上してございます。これらの新規事業に関しまして、資料の7ページから9ページに掲載をしております。

まず、資料の7ページをお開き願います。

財務会計システムについてでございます。まず1番の目的といたしましては、職員数の減少に伴う事務の省力化、それから国から要請を受けている地方公会計制度へ移行するためのシステム整備となります。費用につきましては、27年度では初期導入費用のみとなっております。28年度以降に保守等の費用が発生してまいります。導入スケジュールにつきましては、平成27年度では予算作成、28年度から予算執行・決算も含めた本格運用がはじまるスケジュールとなっております。国が要請している地方公会計制度に関しましては、従来の単式簿記から複式簿記への移行を進めるもので、このことによりまして新たに整備を要する財務書類の作成につきまして、現在、国で標準的なソフトを作成し、無償で提供されるというふうなことになっております。そのシステムに、財務会計システムで集計・抽出したデータを落とし込む作業が必要となりますが、国のソフトウェアが今年の2月に仕様が発表された段階で、これから財務会計システム取扱業者がソフトウェアに必要なデータを集計・抽出機能を開発する予定となっております。つきましては、28年度以降に財務会計システムの一部改修が必要となりますが、公会計に係る財務書類をつくるためのデータの蓄積に1年以上を要することになりますので、事前に財務会計システムの整備をしたいとこのように考えているところでございます。

続きまして、資料の8ページです。固定資産台帳整備につきまして、ご説明いたします。

このシステムの目的といたしましては、地方公会計制度に対応した財務書類を作成するための前段の準備ということになります。費用につきましては、平成27年度のみ計上ですが、今後、財務書類の作成で業務委託が必要と判断した場合には、28年度以降に関係予算を計上が出てくる可能性もあります。

続きまして、9ページをお開き願います。

人事評価制度に関する資料でございます。人事評価につきましては、平成26年5月の地方公務員法の改正によりまして、平成28年4月から完全実施がそれぞれの自治体に義務づけられております。今後は、従前のような勤務評定だけではなく、職員個々の能力・実績を評価するための制度が導入されることとなります。本制度の本格実施を円滑にするため

に、制度構築にあたって第三者機関に委託をし、公平で納得性の高い制度運用を目指すとしております。この制度の確立に向けた柱となる三つの視点について、若干説明をいたします。まず一つ目は、従来の年功的な評価を廃し、職種や役職に応じた能力・役割について、公正できめ細かな評価制度を確立いたします。二つ目は、職員一人ひとりの能力を伸ばすことを目的とした制度設計とするために、職員の通常業務に加えて、新たなことを取り組む姿勢を評価する加点型の制度設計とする予定をしております。三つ目は、評価する側・される側の評価の基準につきまして、公平性と納得性を担保するため、その内容を公開するほか、評価結果に対する内容照会も可能とするなど、誰でもが納得できる制度の運用に取り組み、制度開始後も継続的に見直しを図っていくというふうにしております。これらの新しい制度の本格運用は平成28年度からとなりますが、平成27年度ではその試行・準備期間、評価者の研修、制度の説明、評価方法・項目の基準設定など必要な準備を進めるものでございます。

それでは、予算書のほうに戻ります。

14節 使用料及び賃借料につきましては、昨年とほぼ同額の計上でございます。その中で、下の二つにつきましては、庁内ランライセンス使用料と、それからふるさと納税ウェブサイト使用料。これは、先ほどの需用費で説明したふるさと納税に関わる使用料でございます。次に、18節 備品購入費につきましては、レーザープリンタ2台分の購入費用の計上でございます。19節 負担金補助及び交付金につきましては、昨年と同様の計上でございます。26年度につきましては、自治法派遣に伴う道職員の人事経費分、それから鶴岡の盟約記念事業費分を計上しておりましたが、その分が減額された状態となっております。

それから、82ページです。

積立金につきましては、財調基金の利息分をはじめ、前年同様の記載計上でございます。続きまして、2目 職員厚生費につきましては、8節 報償費、9節 旅費、13節 委託料につきましては、昨年と同程度の予算計上となっております。

次に、153ページです。

消防費につきましては、負担金補助及び交付金で渡島西部広域事務組合の負担金 2億2,569万3,000円を計上してございます。昨年比1,000万円ほど増加しておりますが、これにつきましては、昨年来整備しております消防の救急デジタル無線整備事業の負担金によるものでございます。2目の災害対策費につきましては、昨年と同様の計上でございます。

続きまして、予算書184ページと185ページです。

184ページ・185ページにつきましては、公債費の元金と利息の計上でございます。昨年とほぼ同額でございますが、若干増えている分につきましては、今年度から起債償還がはじまることで、増えているということでございます。

続きまして、187ページです。

187ページ、1目の職員給与費でございますが、再任用職員5名を含む職員65名の給料・手当、及び共済費の計上で、合わせて5億494万6,000円となっております。

続きまして、189ページです。

予備費でございます。予備費につきましては、前年度と同額の200万円を計上してございます。

歳出の説明は以上でございますが、191ページから195ページに給与関係等の明細、それから196ページには、債務負担行為調書、197ページには、地方債に関する調書、198ページには、継続費に関する調書をそれぞれ掲載してございます。ご参照願います。

東出委員長 ちょっとここで切ります。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後4時33分

再開 午後4時34分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

歳出及び予備費まで説明がございました。これより質疑を受けたいと思います。

どなたかございませんか。

佐藤委員。

佐藤委員 私のほうからちょっと27年度予算を見せていただきましたが、いろいろ来年度新幹線の開業ということで、いろいろこの予算内に盛り込まれておりますけれども、実行委員会で20万円計上されておりますけれども、このことについては別に異論はないのですが、式典祝賀会はこれは当然のことだと私は思っております。

東出委員長 そこまでいっていないので、取り消します。

そのほか。

竹田委員。

竹田委員 予算書の79ページのふるさと納税贈答品等の関係ですけれども、この資料10ページの部分で、需用費の中で50万円計上して、5,000円相当のものということなのですけれども。50万円の予算計上なのですが、ということは5,000円くらいを対象に考えているということ。まずは親睦というか何を贈答するかというのが決まっていないという。これやはり予算計上する前に、関係する例えば商工会さんなのかはこだて和牛をあれするのであればそういう関係するところと、例えば見積もりも取ってやっているとそういうふうになっていたのですけれども、課長の説明からすればこのあと縷々内容については協議をして行くということなのですけれども。それではたしてどうなのでしょう。いち早くやはりふるさと納税の贈答品というかそういうもの「木古内町の特産のはこだて和牛にしました」とか、やはりこういうメディアを使っていち早く発信しないと、やはり遅れを取るだろうというふうに思うのですよね。その辺についてどうなのか。

それからもう1点は、消防費。消防費の中で、これは消防に関わる部分は負担金だけ一応一般会計で予算を見て、内容については広域の中で議論をしているという過去の経過がありますけれども。ただ、私は我が町としてやはり昨年耐震をやりまして耐震診断結果、庁舎は大丈夫ですよね。望楼、展望の干すところですか。あそこには、補強が必要だと。消防は昭和50年の築ですから、40年あまり経過しているという建物で。この建物を今後どういう計画、建設課であれしている自由通路基本計画ありますよね。それと、公住は長寿命化の計画も持っています。それと合わせた中で、本当に庁舎あと何年使うのだというくらいの部分の。同じ改修でお金をかけるのであっても、そのくらいの気持ちでかからない

と、もし改修計画等があつたら20年後に考えていかなければならないというのであれば、それなりのやはり方向性をだしていかなければならないのかなというふうに思うものですから。きょう町長もいますから、その辺の考えについてどうなのかという部分について、現段階での見解をちょっと確認したいと思います。

東出委員長 それでは、総務課長先に。

総務課長。

新井田総務課長 それでは、私のほうからまず前段のふるさと納税の関係で、お答えをいたしたいと思います。詳細については、このあとまた幅崎主査のほうから詳細の説明をしてもらいます。

まず基本的には、ふるさと納税。新年度の予算ということで、議会の皆様からご承認をいただくと。それを基本に考えております。その中で今後、商工会のほうからもいろいろ問い合わせがありますので、3月中にいろいろ協議を進めたいというふうに思っております。

それともう一つは、ウェブサイト。こちらのほうはいろいろコンタクトを取っておりますけれども、新年度は6月以降でないとウェブサイトに載せられないといういまからのスケジュールで、これはもうだいぶ前からそういう問い合わせをしていますが、新年度については「6月以降」とこういう答えが返ってきておりますので、取りあえずその間に内容を精査して、いま新たな事業として取り組みたいというふうに考えているところでございます。

それから、消防のほうの望楼につきましては、耐震不備だということで結論が出されたのは、ことしの1月以降でございます。その時点では消防からいろいろご相談がありまして、庁舎も含めて平成27年度におきまして、その望楼を含めて、あるいはその庁舎のどういうふうにして改修していくのかという部分も含めて、27年で計画を立てようということで、事務サイドではそういう話になっております。基本的な考え方は、このあと町長、副町長のほうから申し述べると思います。私のほうからは以上でございます。

東出委員長 よろしいですか。

竹田委員。

竹田委員 ふるさと納税については、ウェブサイトに載せるのは6月以降でなければ間に合わないということですから。それと商工会さんとは3月中に協議をして、品物というか品名を決めるということですから。これについても早くウェブサイトに、ちょっと電算の関係あまり知識がないのですけれども。ウェブサイトに載せる前でも例えば木古内町のホームページに決まった段階で早く、例えばそういうものを掲載するだとかという方法もあるのではないだろうかというふうに思うのですよね。ですから、いち早くやはりものを決めてそういうものに全国にアピールをするというふうにしていただきたいと思います。

それと、消防については、今年度改修計画を策定するのだということなのですが、この当初予算にその部分の予算が計上になっているのかどうか。そこだけ。

東出委員長 副町長。

大野副町長 消防の庁舎でございます。26年度で耐震診断を行って、庁舎そのものについては耐震度はあると。望楼については、耐震度が劣っているということで、ここについてはことしの27年度の執行方針の16ページのほうに書かせてもらっています。27年度で、消

防の署員の皆さんと検討をしていく。それはまず、耐震診断を行って耐震度があるということですので、建物は長寿命化を図っていきたいというふうに思っております。このあとでも使うという考え方です。

望楼については、ご存じのようにアスベストの密封工事もやっておりますので、今後の整備にあたっては望楼をいま消防では、ホースを干すための施設ということでも使っていますので、そういった機能を残しながら、どう補強していくか。あるいは、改修が必要なのか。この二つの点について、まとめていきたいというふうに考えております。予算は、新年度は見えておりません。

東出委員長 ほかにございませんか。

平野委員。

平野委員 ふるさと納税にちょっと戻らせてもらいますけれども、私自身もふるさと納税を取り組んでいただきたいという思いを申し述べて、今年度から予算に反映されたということで、その部分については大変喜ばしいと思っておりますが、ちょっと予算的には若干消極的なのかなという感じがします。当然、今後商工会や関係機関と話をしていた中で、当然もっと積極的に仕掛けていくべきだという、内容によってはもっともっとこれが増えてくるのかなど。当然、補正をしていかなければならないのかなとも思っています。ただその中で、主たる目的ということで「町内特産品等のPRを最優先とする」、この観点はわかります。この観点はわかりますが、ただ私自身は町の財政をいくらかでも増やしていきたいという考えも自分なりに思っただけ提案したのですけれども、その部分がちょっと記載されていないなというその辺の考えをちょっと聞きたいのと、この主たる目的からいきますと、町内特産品等のPRということで、いまは管轄が総務課なのですけれども当然、産業経済課だったり担当課になっていくのかなと、今後の推移はそう思うのですけれども。これ1年間通して、総務課が担当して管理して運営もしていくのか。今後、担当課を分けて進めていく考えが現在あるのであれば、その考えも合わせてお聞かせいただきたいと思えます。

東出委員長 総務課長。

新井田総務課長 まず主たる目的の部分ですけれども、これまで特産品を計上しなくてもふるさと納税をするということで、決算でもご報告しておりますけれどもそういうものはございました。それで、全国のPRをするということは今後はそういう目的にちょっとシフトを変更するという意味で、ここにあって書かせていただいたということでございます。

それと、ふるさと納税寄付金につきましては、いまのところ総務の所管でございますので、その流れで27年度は予算執行していくという考え方でございまして、今後数が増えるとか担当部署をやはり分けたほうがいいのか、その辺のいろいろ調整をしながら、関係課協議をしながらこれについても進めてまいりたいというふうに思います。

東出委員長 そうしますと、受けるお金は総務課でこれわかりますよね。お金は歳入として入るのだけれども、ただ先ほどの竹田委員、それから平野委員の説明の中では、送るものに対して商工会云々という議論はいま言いましたよね。どういうものを送るかという部分で、その辺も総務課が主導を取っていくのですか。私はこの部分、お金を受けるのはそれは総務課でいいのだけれども、そういう物については産業経済課関連で私ふろうかなと思ったのだけれども、その辺どうなのですか。はっきりしてください。

竹田委員。

竹田委員 ふるさと納税の贈答品を計上しているから当然、総務で受け取って品物の選定は商工会だとかいろんな協議のあれを得て、送るのは総務で当然送りますよね。予算が産経に計上されているわけでないわけだから、ただ商工会は品物を商工会というか地場の産品を使ってほしいというような確か要望をしているということも聞いているから、そういう部分含めた。

東出委員長 その辺ははっきりしてもらいたいのです、私は。きちんとその辺ははっきり、いま言われた部分も含めていいですか。

幅崎主査。

幅崎主査 いまの関係課との連携をとということなのですからけれども、寄付金についてはふるさと納税は後付けなのですけれども、まず寄付金の受け皿というか窓口というのは、総務のほうで毎年度寄付金の計上をしております。寄付金の受ける窓口は総務なので、れそれに対しての贈答品ということで総務で予算は計上していますが、いま竹田委員がおっしゃるように、例えば産業経済課なり観光分野の担当課が贈答品の選別をと。それは、それで大丈夫だと思います。予算執行についても総務で計上しながら、選別は担当課のほうに任せると。そういうような手法も採れますので、それを今後行政だけでなく商工会含めて、議員さんの意見もいただきながら、より良いものにしていきたいという考えでございます。

前段に、竹田委員のほうから質問がありました6月1日からウェブサイトの利用では遅いのではないかとというような指摘もいただいておりますが、ウェブサイトの利用でネットのサイトへはあくまで6月1日からなのですが、幸いうちの木古内町のほうには立派なみそぎの舞をはじめ、皆さんが喜ぶような特産品はたくさんあるという認識をしております。当面は、既存のお土産に使えるような特産品を手作りと言いますかネットサイトを介さなくても手作りで用意して贈答品を返すというような取り組みで、ホームページに載せるだとか手作りのチラシを用意するだとかそういった取り組みを続けながら、6月1日のネットサイトによりつなげていくというふうに考えております。

商工会とのつながりについても、ここに「主たる目的」平野委員さんからも指摘があったのですけれども、あくまで特産品のPRということではなくて、町の歳入も増やす取り組みをしたほうがいいのかというご意見なのですけれども、当然そういうふうに私も思います。ただ、特産品のPRというのは寄付金をいただかなくてもネットに載ることで、例えば和牛であれば肉に興味がある人がネットで肉と検索すると、木古内の肉がもうボンと出てくると。そうなれば、寄付をしなくとも大多数の人に木古内の和牛はこんないいものがあるという周知が図れると。そういう意味で寄付の件数が実績が伸びなくても、PRはどんどんどんどん進んで行くのだということでもちょっと、主たる目的は寄付金を伸ばすことはもちろんですが、PRを考えればネットを利用することで効果的にできるのだということで、ちょっと書かせていただきました。

東出委員長 ほかにございませんか。

吉田委員。

吉田委員 資料の4ページをお願いします。今年度スポーツセンターの耐震改修事業が含まれてございます。そして、来年度産業会館の耐震改修事業が実施設計ということは、たぶん来年度この部分が入ってくるのかなと思うのですが、いま現在の中であとこの耐震構

造にする町の所有の建物というのはどのぐらいあるのか。これ口頭でもいいですし、もしわかればこの部分ちょっと。

東出委員長 総務課長。

新井田総務課長 ただいまのご質問でございますけれども、町の所有する建物であとどれだけのものが耐震化が必要かと。その辺のデータにつきましては、ちょっと総務のほうでは把握はしてなくて、建設水道課のほうとちょっと協議をしまして、もしそちらのほうで把握をしていれば、後ほど建設水道課のほうからお答えをしたいというふうに思います。

東出委員長 お諮りいたします。審査の途中ではございますが、本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

なお、9日の会議は午前9時30分から開会いたしたいと思いますので、委員の皆さん、それから総務課の担当の皆さん、よろしくお願いいたします。

どうもご苦勞様でした。

説明員 大森町長、大野副町長、新井田総務課長、幅崎主査、田畑主査、山下主任
菅原主事、森井代表監査委員

傍聴者 なし

報道 なし

予算審査等特別委員会

委員長 東 出 洋 一